

## 地方税法等の一部を改正する法律要綱

現下の経済情勢等を踏まえ、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設にあわせて法人事業税の税率の引下げ、自動車税の種別割の税率の引下げ並びに環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の拡充並びに都道府県等に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

### 第一 地方税法に関する事項

#### 一 道府県民税及び市町村民税

- 1 都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずること。（第三十七条の二、第三百十四条の七、附則第五条の五、第五条の六、第五条の七、第七条、第七条の二関係）

(一) 特例控除額の控除対象となる寄附金について、以下の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）とすること。

- (1) 寄附金の募集を適正に実施すること。
- (2) 都道府県等が個別の寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額が、いずれも当該寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。
- (3) 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであること。
- (二) (一)の基準は、総務大臣が定めるものとする。
- (三) 指定を受けようとする都道府県等は、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に、基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならないものとする。
- (四) 指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができないものとする。
- (五) 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(六) 総務大臣は、指定をした都道府県等が(一)の基準に適合しなくなったと認めるとき、又は(五)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができるものとする。

(七) 総務大臣は、指定をし、又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示しなければならぬものとする。

(八) 総務大臣は(一)の基準の設定若しくは改廃又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬものとする。

(九) 個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講ずること。

2 個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずること。

(附則第五条の四の二、第四十五条関係)

(一) その適用を平成四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長すること。

(二) 所得割の納税義務者が住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、平成三十一年十月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に居住の用に供した場合であつて、居住年から十

年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合には、個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の合計額は、所得税の課税総所得金額等の合計額の百分の七に相当する金額（当該金額が十三万六千五百円を超える場合には、十三万六千五百円）とすること。

(三) 個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすること。

3 給与所得者又は公的年金等受給者が单身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載すること。（第二十三条、第四十五条の三の二、第四十五条の三の三、第二百九十二条、第三百十七条の三の二、第三百十七条の三の三関係）

4 前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の記載によることができるものとする。 (第四十五条の二、第三百十七条の二関係)

5 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、以下の措置を講ずること。 (附則第四十四条の二関係)

(一) その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、特例の適用を受けることができるものとする。

(二) その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者の相続人 (当該家屋に居住していた者に限る。) が

、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、特例の適用を受けることができるものとする。

6 口座管理機関及び振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を個人番号又は法人番号により検索することができる状態で管理しなければならないものとする。 (第二十条の十一の三、第二十条の十の四関係)

7 子どもの貧困に対応するため、以下の措置を講ずること。

(一) 平成三十三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えること。 (第二十四条の五、第二百九十五条関係)

(二) 個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、これらの申告書にその旨を記載すること。 (第四十五条の二、第三百十七条の二関係)

(三) (一)の改正に伴い、市町村が情報提供ネットワークシステムを使用して、児童扶養手当関係情報の

提供を求めることができるものとする。 (改正法附則第三十三条関係)

8 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものについて収益事業課税とすること。 (附則第七条の五関係)

9 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に対して、当該大会関連の事業以外の事業を行わない場合には、当該外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、法人の道府県民税及び市町村民税について、非課税とする等所要の措置を講ずること。 (附則第七条の六関係)

## 二 事業税

1 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものの事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税とする等所要の措置を講ずること。 (附則第八条の五関係)

2 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人が行う当該大会関連の事業に対して、当該外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、非課税とする等所要の措置を講ずること。（附則第八条の六関係）

3 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。（附則第九条関係）

(一) 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。

(二) 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。

(三) 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。

(四) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措



置の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。

(五) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。

(六) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。

(七) ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成三十四年三月三十一日まで延長すること。

(八) 株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。

4 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に

限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第九条関係）

5 法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずること。（第七十二条の二十四の七、附則第九条の二関係）

(一) 平成三十一年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税について、標準税率を次のとおりとすること。

(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の所得割の標準税率

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の〇・四
所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の〇・七
所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一

(2) 特別法人の所得割の標準税率

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九

(3) 資本金一億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の五・三
所得のうち年八百万円を超える金額	百分の七

(4) 収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額	百分の一
------	------

(二) 資本金一億円超の普通法人の所得割について、標準税率に一・七を乗じて得た率を超える税率で課することができないものとする。

(三) 平成三十一年十月一日以後に開始する各事業年度に係る特定の協同組合等の法人の事業税の所得

割について、標準税率を以下のとおりとすること。

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の四・九
所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

6 5(一)に伴い、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の事業税の税額控除の特例措置について、控除の上限を当期の事業税額の百分の二十とする措置を講ずること。(附則第九条の二の二関係)

### 三 不動産取得税

1 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合において、当該取得が平成三十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第十一条関係)

2 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十条関係)

(二) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十条関係)

(三) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(四) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(五) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期

限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(六) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(七) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(八) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(九) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(十) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築

貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十一条関係)

(七) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(八) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(九) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後二年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(十) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したもの

に限る。）の取得後二年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の四関係）

（五） 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが相当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第五十一条の二関係）

3 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、小規模不動産特定共同事業者等が取得する一定の不動産を除外した上、その適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

4 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体から取得する農用地等に係る非課税措



置を講ずること。（附則第十条関係）

#### 四 自動車取得税

1 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二関係）

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二関係）

3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(二) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（車両総重量が二・五トンを超えるバ

ス又はトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十五を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。(附則第十二条の二の二関係)

5 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。(附則第十二条の二の二関係)

(一) 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(二) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

6 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の五十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。(附則第十二条の二の二関係)

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(二) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(三) 次に掲げる軽油自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年轻油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年轻油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物

質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以



下「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月

一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成

二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

7 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以

下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(二) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

8 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。(附則第十二条の二の二関係)

(一) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリ

ン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(二) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

9 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

10 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二の四関係）

11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二の四関係）

12 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般

貸切旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二の四関係）

13 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二の四関係）

14 一定の乗用車若しくはバス（以下「バス等」という。）又はトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第十二条の二の四関係）

15 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長すること。（附則第五十二条関係）

## 五 自動車税

1 道府県は、納税者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、電子情報処理組織を使用して、又は地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して申告書又は報告書の提出を行うときは、当該道府県の条例で定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、一定の方法により徴収することができること。（第百五十一条の二関係）

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する自動車税の特例措置について、次のとおり延長すること。（附則第十二条の三関係）

(一) 環境負荷の少ない自動車

平成二十九年度及び平成三十年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(1) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、

エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値

以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超え

ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成三十年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの(1)の適用を受ける自動車を除く。)について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(二) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、平成三十一年度に税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずること。

- (1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成十八年三月三十一日までに新車新規登録を受けたも

の

(2) 軽油自動車その他の(1)に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

3 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を平成三十年四月一日から平成三十一年九月三十日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成三十一年度分の自動車税を非課税とする措置を講ずること。(附則第五十四条関係)

4 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対しては、環境性能割を非課税とすること。  
(第四百四十九条関係)

(一) 電気自動車

(二) 次に掲げる天然ガス自動車

(1) 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

(2) 平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつ



ては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた平成二十一年天然ガス車基準（以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車

(三) プラグインハイブリッド自動車

(四) 次に掲げるガソリン自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

(1) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソ

リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(5) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(五) 次に掲げる石油ガス自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

(1) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(六) 次に掲げる軽油自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

(1) 乗用車のうち、平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものの

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(5) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た

数値以上であること。

5 環境性能割の税率を次のとおりとすること。(第百五十七条関係)

(一) 次に掲げるガソリン自動車(4の適用を受けるものを除く。) 百分の一

(1) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソ



リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(5) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソ

リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

- (イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

- (二) 次に掲げる石油ガス自動車（４の適用を受けるものを除く。） 百分の一

- (1) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

- (ア) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (イ) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(三) 次に掲げる軽油自動車（４の適用を受けるものを除く。） 百分の一

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成

二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(四) 次に掲げるガソリン自動車（4及び(一)の適用を受けるものを除く。） 百分の二

(1) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- ア 次のいずれかに該当すること。
  - (ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。



イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(5) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(五) 次に掲げる石油ガス自動車（４及び（ロ）の適用を受けるものを除く。） 百分の二

(1) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(六) 次に掲げる軽油自動車（４及び(三)の適用を受けるものを除く。） 百分の二

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成

二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(4) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

値以上であること。

(七) 4及び(一)から(六)までの適用を受ける自動車以外の自動車 百分の三

6 道府県は、環境性能割額に相当する額の百分の四十七に相当する額を、当該道府県内の市町村に対

し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付すること。（第百七十七条の六関係）

7 自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）に対して課する種別割の標準税率を次のとおりとすること。（第百七十七条の七関係）

- (一) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万五千元
- (二) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万五百円
- (三) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千元
- (四) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万三千五百円
- (五) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万円
- (六) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万七千元
- (七) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万五千五百円
- (八) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万五千五百円
- (九) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万七千元

(十) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万円

8 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスについて、当該一般乗合用のバスの取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずること。(附則第十二条の二の十関係)

9 5 (一)(2)及び5 (二)(2)に掲げる自家用の乗用車については、当該自家用の乗用車の取得が平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間(以下「特定期間」という。)に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずること。(附則第十二条の二の十関係)

10 道府県知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずること。

(附則第十二条の二の十一関係)

11 自家用の乗用車に対する5 (四)(2)、5 (五)(2)及び5 (七)の適用については、当該自家用の乗用車の取得が

特定期間に行われたときに限り、5(四)(2)及び5(五)(2)の「百分の二」とあるのは「百分の一」と、5(七)の「百分の三」とあるのは「百分の二」とすること。(附則第十二条の二の十二関係)

12 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から千万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の十三関係)

13 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から六百五十万円(乗車定員が三十人未満のものは、二百万円)を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の十三関係)

14 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が平成三十三年三月

三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から百万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の十三関係）

15 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか二以上を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から五百二十五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の十三関係）

(一) 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(二) 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用さ



れるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

(三) 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

16 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、(一)から(三)までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が平成三十一年十一月一日から平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、(四)

に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が平成三十一年十月一日から平成三十三年三月三十一日  
までに行われたときに限り、通常の取得価額から三百五十万円を控除する環境性能割の課税標準の特  
例措置を講ずること。（附則第十二条の二の十三関係）

(一) 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきもの  
として定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び平成二十七年八月一日以降に適用  
されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(二) 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用さ  
れるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十五年一月二十七日以  
降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び平成二十  
七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のい  
ずれにも適合するもの

(三) 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適  
用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十六年二月十三日

以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(四) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

17 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三十一年十月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三百五十万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の十三関係)

(一) 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきもの

として定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(二) 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(三) 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

18 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三十二年十月三十一日（バス等及び車

両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、平成三十一年十月三十一日)までに行われたときに限り、通常の取得価額から百七十五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の十三関係)

19 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長すること。(附則第十二条の三関係)

(一) 環境負荷の少ない自動車

平成三十年、平成三十一年度及び平成三十二年に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- (1) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつてエネルギー消費効率が平成三十二年

基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもの、石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないものであつてエネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもの及び軽油自動車のうち平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車について、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

(2) ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつてエネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもの及び石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値

の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のものについて、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(二) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。））、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずること。

(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたものの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車その他の(1)に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

20 特定日（平成三十一年十月一日）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日まで

に地方税法の施行地外で運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定  
日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の標準税率を次のとおりとすること。（附

則第十二条の四関係）

- (一) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円
- (二) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- (三) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- (四) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円
- (五) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千円
- (六) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
- (七) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- (八) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- (九) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円
- (十) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円



21 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一

定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長すること。（附則第十二条の四関係）

(一) 環境負荷の少ない自動車

次の期間に初回新規登録を受けた自家用の乗用車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- (1) 20の適用を受ける自家用の乗用車のうち、19(一)(1)に掲げるものに対する20の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の種別割に限り、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

- (2) 20の適用を受ける自家用の乗用車のうち、19(一)(2)に掲げるものに対する20の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登

録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割に限り、当該家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の種別割に限り、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(二) 環境負荷の大きい自動車

20の適用を受ける家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタン自動車、混合メタン自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車を除く。）のうち、19(二)に掲げるものに対する19(一)及び19(二)に定める年度以後の年度分の種別割に係る20の適用については、税率の概ね百分の十五を重課する特例措置を講ずること。

22 道府県知事は、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずること。（附則第十二条の五

関係）

23 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車の取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得された自動車に係る環境性能割を非課税とする措置を講ずること。（附則第五十三条の二関係）

24 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする措置を講ずること。（附則第五十四条関係）

(一) 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間 平成三十一年度分及び平成三十三年度分

(二) 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間 平成三十二年度分及び平成三十三年度分

25 道府県は、環境性能割額に相当する額の百分の四十三に相当する額を、道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付すること。（第一百七十七条の六関係）

26 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽

油自動車のうち平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車のうち、自家用の乗用車が平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十四年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十五年度分の種別割に限り、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。（附則第十二条の三関係）

## 六 固定資産税及び都市計画税

1 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を当該特定公共施設等に係る工事の完了から五年度間はその価格の三分の一の額とすること。（附則第十五条関係）

2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却

資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を当該土地使用権の始期に該当する日から五年度間はその価格の三分の二の額とすること。（附則第十五条関係）

3 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税について、一定の住宅である家屋については取得から五年度間は当該家屋に係る固定資産税額の三分の二の額、当該住宅以外の家屋については取得から五年度間は当該家屋に係る固定資産税額の三分の一の額をこれらの家屋に係る固定資産税額から減額すること。（附則第十五条の八関係）

4 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税又は都

市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。（附則第十六条の二関係）

5 平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者（以下「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合には、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定の被災住宅用地の全部又は一部のうち家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。（附則第十六条の二関係）

6 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税についても各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額について納付する義務を負うものとする。（附則第十六条の二関係）

7 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地等である場合において、当該被災住宅用地等につき登記簿等に所有者として登記等がされている当該被災住宅用地等の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地等とみなして、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。（附則第十六条の二関係）

8 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象に改良された車両の当該改良された部分を加えた上、その新造車両に係る新造期限又は改良された車両の当該改良された部分に係る改良期限を平成三十三年三月三十一日までとする事。（附則第十五条関係）

9 一般送配電事業者等が緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の新設期限を平成三十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(一) 対象に道路法に基づき占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された道路の区域の地下に埋設するために新設したケーブル等設備を加えた上、当該ケーブル等設備に係る課税標準を最初の四年度間はその価格の二分の一の額とすること。

(二) 緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備（(一)に掲げるものを除く。）に係る課税標準をその価格の四分の三（現行三分の二）の額とすること。

10 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十四条関係）

(二) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）



(三) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(四) 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できると一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(五) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(六) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条関係)

(七) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三十二年度分まで延長すること。(附則第十五条関係)

(八) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(九) 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(十) 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課

税標準の特例措置について、その補助開始対象期間を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条関係)

(三) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その設置期間を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(四) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の八関係)

(五) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の新築期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の八関係)

(六) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる防災施設建築物の新築期限を平成三十三年三月

三十一日まで延長すること。(附則第十五条の八関係)

(五) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は損壊した償却資産を改良した場合における当該改良された部分に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第五十六条関係)

11 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

(一) 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(1) 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備を適用対象から除外すること。

(2) 課税標準をその価格の四分の三(現行三分の二)の額とすること。

(二) エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の十二分の十一（現行六分の五）の額とした上、その対象資産の取得期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

## 七 軽自動車税

1 平成二十九年度及び平成三十年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり税率を軽減すること。（附則第三十条関係）

(一) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないものについて、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

(二) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね百

分の五十を軽減すること。

(1) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(三) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車(二)の適用を受けるものを除く。)について、税率の概ね百分の二十五を軽減すること。

(1) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分

の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

2 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を平成三十一年四月一日に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、平成三十一年度分の軽自動車税を非課税とする措置を講ずること。(附則第五十七条関係)

3 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を非課税とすること。(第四百四十六条関係)

(一) 電気軽自動車

(二) 次に掲げる天然ガス軽自動車

(1) 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

(2) 平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車

(三) 次に掲げるガソリン軽自動車

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。



(2) 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソ

リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソ

リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た

数値以上であること。

4 環境性能割の税率を次のとおりとすること。(第四百五十一条関係)

(一) 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(3の適用を受けるものを除く。) 百分の

一

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(二) ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの（3及び(一)の適用を受けるものを除く。） 百分の二

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(三) 3並びに(一)及び(二)の適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 百分の三

5 4 (一)に掲げる自家用の三輪以上の軽自動車について、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とすること。（附則第二十九条の八の二関係）

6 道府県知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずること。（附則第二十九条の九関係）

7 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する4(二)及び4(三)（附則第二十九条の十八の規定により当分の間「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。）の適用については、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、「百分の二」とあるのは「百分の一」とすること。（附則第二十九条の十八関係）

8 平成三十一年度及び平成三十二年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり種別割の税率を軽減すること。（附則第三十条関係）

(一) 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、税率の概ね百分の七

十五を軽減すること。

(二) 次に掲げる三輪以上のガソリン軽自動車について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(1) 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもの

(2) 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもの

(三) 次に掲げる三輪以上のガソリン軽自動車（(二)の適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね百分の二十五を軽減すること。

(1) 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素

酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもの

(2) 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上のもの

9 市町村長は、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに伴うものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずること。（附則第三十条の二関係）

10 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽

自動車の取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得された三輪以上の軽自動車に係る環境性能割を非課税とする措置を講ずること。（附則第五十七条関係）

11 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする措置を講ずること。（附則第五十八条関係）

(一) 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間 平成三十二年度分

(二) 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間 平成三十二年度分及び平成三十三年年度分

12 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものが平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十四年度分の種別割に限り、当該自家用の三輪以上の軽自動車が平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十五年度分の種別割に限り、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。（附則第三十条関係）

## 八 狩猟税

1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）

3 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条の二関係）

## 九 事業所税

1 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続き



その名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものが行う収益事業以外の事業について、非課税とする措置を講ずること。（附則第三十二条の三関係）

2 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。

(一) 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三十三条関係）

(二) 沖縄振興特別措置法に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三十三条関係）

(三) 沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三十三条関係）

(四) 沖縄振興特別措置法に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた国際物流拠点

産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三十三条関係）

(五) 一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものにおいて行う事業に係る課税標準の特例措置（附則第三十三条関係）

3 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人にあっては平成三十三年三月三十一日まで、個人にあっては平成三十二年分まで延長すること。（附則第三十三条

関係）

十 その他

1 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、申告等をすべき者であつて、期限までに申告等の全部又は一部を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」

という。)を經由して行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができるものとする。 (第二十条の五の二関係)

2 機構は、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、申告等を行う者のうち全部又は一部のものが当該申告等を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行うことができないと認めるときは、直ちに、当該理由となった事象の状況等を総務大臣に報告しなければならないものとする。 (第七百九十条の二関係)

3 1及び2について、特定徴収金の収納の特例の創設に係る所要の措置を講ずること。 (第二十条の五の二、第七百九十条の二関係)

## 第二 地方税法等の一部を改正する等の法律に関する事項

標準税率を超える税率で事業税を課する都道府県が法人事業税交付金を交付する場合には、納付された法人の事業税の額から当該額に当該都道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として算定された率を乗じて得た額を控除した額の一部に相当する額を、当該都道府県内の市町村に対し、各市町

村の従業者数で按分して交付すること。（平成二十八年改正法第二条関係）

### 第三 地方税法等の一部を改正する法律に関する事項

法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金一億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、事務所又は事業所所在地の道府県知事又は市町村長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等所要の措置を講ずること。（平成三十年改正法第四条関係）

### 第四 地方揮発油譲与税法に関する事項

1 地方揮発油譲与税の千分の五百四十八に相当する額を都道府県及び指定市に対して一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積に按分して譲与すること。（第二条、第四条関係）

2 地方揮発油譲与税の千分の五十五に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用

の乗用車の台数に按分して譲与すること。（第二条、第四条関係）

3 地方揮発油譲与税の千分の三百九十七に相当する額を市町村（特別区を含む。）に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与すること。（第三条、第四条関係）

4 総務大臣は、譲与の基準を制定し、又は改廃しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴くこと。  
（第七条の二関係）

#### 第五 自動車重量譲与税法に関する事項

1 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額を市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与すること。（第一条関係）

2 自動車重量譲与税の三百四十八分の三百三十三に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与すること。（第二条、第三条関係）

3 自動車重量譲与税の三百四十八分の十五に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した家用の乗用車の台数に按分して譲与すること。（第二条の二、第三条関係）

4 市町村長及び都道府県知事は、自動車重量譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出すること。

(第五条関係)

5 総務大臣は、譲与額の算定に錯誤があつて、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額を市町村及び都道府県に譲与すべき額とすること。(第六条関係)

6 総務大臣は、譲与の基準を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴くこと。(第六条の二関係)

7 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の千分の四百二十二に相当する額とし、自動車重量譲与税の四百二十二分の四百七に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の四百二十二分の十五に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずること。(附則第二項関係)

8 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の千分の三百五十七に相当する額を市町村及び都道府県に対して譲与すること。(第一条関係)

9 自動車重量譲与税の三百五十七分の三百三十三に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が

管理するものの延長及び面積に按分して譲与すること。（第二条、第三条関係）

10 自動車重量譲与税の三百五十七分の二十四に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与すること。（第二条の二、第三条関係）

11 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の千分の四百三十一に相当する額とし、自動車重量譲与税の四百三十一分の四百七に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の四百三十一分の二十四に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずること。（附則第二項関係）

12 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の千分の四百一に相当する額を市町村及び都道府県に対して譲与すること。（第一条関係）

13 自動車重量譲与税の四百一分の三百三十三に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与すること。（第二条、第三条関係）

14 自動車重量譲与税の四百一分の六十八に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与すること。（第二条の二、第三条関係）

15 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の千分の四百七十五に相当する額とし、自動

車重量譲与税の四百七十五分の四百七に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の四百七十五分の六十八に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずること。（附則第二項関係）

16 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の千分の四百十六に相当する額を市町村及び都道府県に對して譲与すること。（第一条関係）

17 自動車重量譲与税の四百十六分の三百三十三に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与すること。（第二条、第三条関係）

18 自動車重量譲与税の四百十六分の八十三に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与すること。（第二条の二、第三条関係）

19 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の千分の四百九十に相当する額とし、自動車重量譲与税の四百九十分の四百七に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の四百九十分の八十三に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずること。（附則第二項関係）

## 第六 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。



2 前記第一の一の1の改正は平成三十一年六月一日から、第一の二の5及び6、五の4から24まで、七の3から11まで並びに十の3の改正は平成三十一年十月一日から、第一の一の3から5までの改正は平成三十二年一月一日から、第一の一の6の改正は平成三十二年四月一日から、第一の一の7の改正は平成三十三年一月一日から、第一の五の26及び七の12の改正は平成三十三年四月一日から、第一の五の25及び第五の8から11までの改正は平成三十四年四月一日から、第四及び第五の12から15までの改正は平成四十六年四月一日から、第五の16から19までの改正は平成四十七年四月一日から、第一の六の2の改正は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から、第一の九の3の改正は特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の4の改正は農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、その他の改正は平成三十一年四月一日から施行すること。